

## 熊谷市障がい者支援計画（第7期）（案）に対する意見及び市の考え方

### 1 意見募集期間

令和6年1月24日（水）から2月19日（月）まで

### 2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数                5人

意見等件数            30件

### 3 意見の概要と市の考え方

	該当箇所	意見の概要	市の考え方
第4章	P42 4 障がい児に対するきめ細かな支援体制を確保します	市内の小学校に通学する難聴児及び保護者が、県内の特別支援学校ろう学園へ行き、交流することの推進と、そのための交通費の支援を施策として盛り込むことを要望します。	特別支援学校ろう学園との交流の機会について、在籍校やことばと聞こえの教室に提案いたします。交通費の支給については、ご意見として伺います。
第5章	P47(2)交流拠点づくり No.2 交流の場としての「熊谷市立障害福祉会館」機能の充実	障害福祉会館を交流拠点として利用するために、目で見えてわかる器具を設置してほしい。昭和50年に建設されたもので、設備的に古くなっている。	障害福祉会館は令和8年度以降に閉館の予定のため、新たな設備を増設するのは難しいところですが、「目で見えてわかる器具」について、施設管理者へ具体的にご相談ください。対応の可否を検討させていただきます。
	P47(3)行政の推進体制の確立 No.3 福祉総合相談窓口の設置	福祉総合相談窓口到手話通訳士を採用して設置してほしい。ろう者が安心して相談できないため。	福祉総合相談窓口への手話通訳士の配置については、ご意見を踏まえて、検討してまいります。
	P48(1)理解と交流の促進	全市民に対して、ろう者から直接手話を教わる機会を設け、手話によるあいさつの推進を行うことを要望します。埼玉県が実施している「手話あいさつ100%運動」を全市民に周知し、聴覚障がい者について理解してもらい、差別や偏見を減らしていくためです。	P89「No.153 市政宅配講座への講師派遣」において、講座メニュー「ろう者のことを知って、手話で挨拶しよう」を開催しています。市民の方の申込みにより、ろう者協会に講師を依頼しておりますので、ご活用ください。 「手話あいさつ100%運動」については、ホームページで周知を図

第 5 章			ります。
	P49 No.9 障害者週間における啓発	障害者週間に啓発イベントをやるべきである。具体的には目でみえない、気づかない障がいについて正しい理解をしてもらう必要がある。	例年、障がい者作品展や駅前のイエローライトアップを実施していますが、これに加えて本年度は埼玉県と共催で「みんな幸せ・共生社会 県民のつどい」を開催しました。 今後については、他市の動向を見つつ、調査・研究してまいります。
	P50 No.13 心のバリアフリーの普及啓発	心のバリアフリーについて、ろう者に対することも明記してほしい。車椅子という記述のみでは、わかりにくい。	「心のバリアフリー教室」の体験学習について、手話等の明記はいたしません。派遣先からの希望に応じて、ろう者の方の講師派遣にも対応いたします。
	P50(2)福祉教育の充実 No.14 福祉教育の充実	福祉教育の充実について、車椅子だけでなく具体的な記述がほしい。(点字、手話)	埼玉県「手話あいさつ100%運動」の動画教材の紹介や、動画の出演者による手話講座を、市内の小学校で実施しました。本計画期間においても、福祉教育が充実するよう努めることとし、原案のとおりとさせていただきます。
	P51(3)手話言語条例に基づく取組 No.15 手話への理解及び手話の普及の促進	手話言語条例の取組の中に学校教育の一環として手話の学習時間を設け、手話が言語であることを周知できたらと思います。	小学校の音楽や総合的な学習の時間等で、手話に慣れ親しみ、手話は言語であることを理解できるような学習活動に取り組んでいる例がありましたので、市内の小・中学校にその取組を周知いたします。
	P75(3)学校教育の充実	きこえない・きこえにくい人にとって、100%理解できる言葉は手話だけであることを知る機会を設定してほしい。手話は権利であることを理解し、セルフアドボカシーのスキルを育てることが必要と考えます。	
	P51(3)手話言語条例に基づく取組 No.15 手話への理解及び手話の普及の促進	国連が定める9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせ、熊谷駅正面口駅前広場のブルーライトアップや掲示をして、手話が言語で	熊谷駅正面口駅前広場のブルーライトアップと案内掲示については、令和4年度には実施しましたが、今年度は他の事業との調整が

第5章		あることの周知活動を取組として掲げることを要望します。 ろう者が聞こえる人と対等に生きるために手話が不可欠であることの理解を広めるため、また、ろう者の人権が完全に保障されるよう、意識を高める手段を講じることを促進することが必要なため。	つかなかったため、実施できませんでした。 来年度以降についても、調整してまいります。
		手話普及のため、ホームページの手話の動画を更新してほしい。手話言語条例制定後、一度も更新されていないため。	関係機関等と調整の上、更新してまいります。
P52～54 3 支える人づくり	支える人づくりとあるが、その方法は？題目だけで取り組み方法が見えない。具体的な取り組み方法がない。	市民を対象とした手話講習会や市職員を対象とした手話研修の実施、サービス事業所職員を対象とした各種研修会への参加促進、ボランティア講座や市民活動講座の開催等を行っています。	
P53(1)人材の育成・確保 No.20 専門的人材の育成・確保	要約筆記の養成講習会の開催が望ましい。手話通訳養成講習会はあるが、要約筆記の講習会がないため。	要約筆記者の派遣事業を委託で実施していますが、令和4年度の派遣回数 は 2 回でした。必要性を考慮しますと、養成講習の実施は難しいところです。	
P56(1)情報提供体制の確立 No.31 障がいのある方への効果的な情報提供	市長会見に手話通訳、字幕を導入してほしい。市政に関する重要事項だけでなく市長会見も必要であるため。	字幕の導入は開始しているところですが、手話通訳については、今後検討してまいります。	
	失語症者向け意思疎通支援事業、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について、何らかの形で施策に明記してください。	P66「No.71 コミュニケーション支援事業」において、意思疎通を図ることに支障がある全ての障がい者を対象として、意思疎通支援に努めてまいります。	
P56(1)情報提供体制の確立 P91(1)地域の防災対策の推進	各避難所に聴覚障がい者用情報受診装置の設置や視覚的な情報の提供を保障する施策を推進することを計画に明記してください。 過去の災害時の避難所では音声で	P56「No.31 障がいのある方への効果的な情報提供」は、全般的な情報提供について記載しています。 避難所での聴覚障がい者への情報提供の手段については研究が必要	

第 5 章		の情報が主となり、聴覚障がい者は十分な情報が得られず、不安を感じたり、トラブルが生じたり、苦しい思いをしているため。	ですが、P92「No.163 災害情報伝達体制の整備」へ、「 <u>また、避難所においても、障がいのある方への情報伝達体制の整備に努めます。</u> 」と追加いたします。
	P57 No.32 広報活動の充実	広報活動の中に手話イラストも載せてほしい。手話言語条例が制定されているのに、手話があまり普及していないため。	手話言語条例に基づく取組については、P51「(3)手話言語条例に基づく取組」の施策として対応してまいります。
	P59(1)相談体制の整備	高次脳機能障がいへの相談体制の充実について明記してください。	障がい全般の身近な相談窓口として、「熊谷市障害者基幹相談支援センター（くまさぼ）」が、熊谷市役所内に設置されています。P59「No.36 基幹相談支援センター（くまさぼ）の充実」において対応することとし、原案のとおりとさせていただきます。
	P60 2 福祉サービスの充実	高次脳機能障がいの特性に配慮した福祉サービスを充実させていくことを明記してください。	P60 現状と課題 6 行目を、「 <u>障がいの特性に配慮した障害福祉サービスの提供を行っていきます。</u> 」と追加いたします。
	P64(5)その他支援メニューの周知	割引制度の簡素化と ETC カード導入時に機器取付費用の負担軽減を。高速道路通過時に障害手帳を提示すれば割引が受けられますが、料金所の無人化が進み、手続きに時間を要し、後続車に迷惑をかけてしまうため。	ご意見として伺います。
	P75(3)学校教育の充実	ことばの教室に通う難聴児及びその保護者が、高校生や大学生、社会人のろう者の先輩に会って、学習やレクリエーションで交流する場を設けてほしい。難聴児やその保護者がより具体的な将来のビジョンを持つために、そのロールモデルとなり得る人の存在が必要です。	ろう者の先輩方をゲストティーチャーとして招き、交流する場を設けるなどの取組を、ことばの教室に提案してまいります。

第 5 章	P80 6 経済的支援	手帳や障害年金、自立支援医療等の申請時に必要な診断書作成費用の補助をしてほしい。物価高騰にともない、診断書作成費用も年々値上げされていて、家計をひっ迫させている。他の市町村では5,000円程度の補助があるところが多いため。	ご意見として伺います。
	P81 1 就労の場の確保	高次脳機能障がいの方への就労支援のことを念頭に置いて「中途障がい者の就労体制の充実」といった施策を位置づけてください。	高次脳機能障がいの方についても、P82のNo.127、No.128、P83のNo.133の就労系障害福祉サービスを含む障害者総合支援法に基づく支援給付の対象であると認識しております。この部分については、障がいのある方全般について記しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
	P84(2)文化・スポーツ活動への支援	2025年に日本で開催されるデフリンピックの周知のため、デフスポーツイベントの開催を計画として盛り込むことを希望します。スポーツを通して、きこえないことへの理解を広める。	P85「No.141 障がい者スポーツの推進」の内容欄3行目以降を「 <u>2025年に日本で開催されるデフリンピック、各種スポーツ大会及びイベント等の周知を行います。</u> 」と追加いたします。
	P93(2)施設の防災対策の推進 No.168 防災計画の策定 No.169 防災教育・防災訓練の実施	福祉避難所での訓練に、障がい者の参加も取り入れてほしい。年1回の防災訓練には障がい者の参加が少ないため。	福祉避難所管理者を対象とした研修会を毎年開催しております。障がい当事者の参加について、今後検討してまいります。
	P94 No.173 福祉避難所の体制整備	福祉避難所にろう者の必要なものを配置してほしい。筆談があればわかるということで、一般避難所でもいいという考えの人がいるため。	受け入れ対象者について福祉避難所と調整後、各避難所に必要物品を配置できるよう、検討してまいります。

<p>第 5 章</p>	<p>P96 日中活動系「生活介護」 P97 日中活動系「短期入所（福祉型）」「短期入所（医療型）」 居住系「共同生活援助」</p>	<p>国の基本指針に示されているように、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者について個別に利用者数の見込を明記してください。 国の基本指針「当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。」</p>	<p>障害福祉サービスの見込量については、過去3年間の利用者数の推移を考慮して算出しています。 障害福祉サービス利用者の障がい情報データとして、強度行動障がいや高次脳機能障がい等の有無を把握していないため、個別の利用者数は設定しておりません。</p>
<p>そ の 他</p>		<p>高次脳機能障がいの方への支援について、国の基本指針などに基づいた施策を計画に明記してください。 国の基本指針「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る。」</p>	<p>障害者相談支援センターや基幹相談支援センターにおいて、高次脳機能障がいの方の相談を受け、支援に繋げている実績がございます。 P59「No.35 障害者相談支援センターの充実」や「No.36 基幹相談支援センター（くまさぼ）の充実」において対応することとし、原案のとおりとさせていただきます。</p>
		<p>子どもの高次脳機能障がいについての支援施策を計画に明記してください。 国の基本指針「強度の行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連</p>	<p>P79「5 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備」の現状と課題において、「高次脳機能障がいのある子ども」を明記し、障がい者基幹相談支援センター、発達支援センター及び埼玉県医療的ケア児等支援センターと協働し、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら支援体制に努めることとしています。 「No.93 児童発達支援センターや</p>

その他		携を回りつつ支援体制の整備を図る必要がある。」	障害児相談支援事業所による相談支援」や「No.119 重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の確保」において対応することとし、原案のとおりとさせていただきます。
		「市独自事業」あるいは「その他の取組」として、熊谷市の「あんしん見守りシール」事業が、記憶障がいにより徘徊してしまう高次脳機能障がい児者を対象にした施策であれば、その旨を計画に明記してください。	「あんしん見守りシール」は、現在、高齢者対象の事業として実施しております。障がい者施策では、P91「No.154 緊急時のヘルプマークやヘルプカード等の活用周知」にありますように、障がいや難病のある方や妊婦等が周囲の方に支援を求めるための「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を配布しておりますので、この施策において対応してまいります。